

発 案 書

県議第五号

インターネット・SNSを利用した犯罪を防止する取組の更なる強化を求める意見書について

インターネット・SNSを利用した犯罪を防止する取組の更なる強化を求める意見書を次のように発案する。

令和八年三月二十五日

提出者 岐阜県議会議員

今 井 政 嘉  
森 治 久  
伊 藤 正 博  
村 下 貴 夫  
伊 藤 秀 光  
水 野 吉 近  
中 川 裕 子  
今 井 瑠 々

岐阜県議会議員 小 原 尚 様

インターネット・SNSを利用した犯罪を防止する取組の更なる強化を求める意見書

近年、SNS上の広告やダイレクトメッセージを通じて投資名目で金銭をだまし取る「投資詐欺」や、恋愛感情を抱かせ金銭をだまし取る「ロマンス詐欺」による被害が全国的に相次いでいるほか、「闇バイト」を利用した手口の犯罪は、特殊詐欺だけではなく強盗や監禁等にまで拡大し、国民の間に不安が広がっている。

さらに、オンラインカジノの利用が拡大するなど、インターネットやSNSを利用した犯罪が社会問題となっている。

国においては、令和六年十二月に「いわゆる『闇バイト』による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」を、令和七年四月には、「国民を詐欺から

守るための総合対策二・〇」を策定し、啓発動画、教育機関への防犯指導等による周知啓発、電話相談などによる対策に取り組んでいるが、SNSを利用した詐欺等の犯罪は後を絶たず、国民の不安解消には至っていない。  
よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

一 あらゆる機会を通じて、国民を被害に遭わせないため、SNSへの関わり方、利用上の注意等について、広報啓発活動をより一層推進すること。特に、闇バイトの実態については、より若者に訴求力の高い広報を実施すること。

二 若者が使い慣れているSNS等を利用した相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充を図ること。

三 大規模プラットフォーム事業者等による広告審査の厳格化や違法・有害な虚偽情報に対する削除対応の迅速化など、実効性のある対応を促進すること。特に、オンラインカジノについては、犯罪であることを広く周知するとともに、プラットフォーム事業者に対して違法情報ガイドラインに基づき、サイトへ誘導する違法広告の削除を求めるなど、早急な対策を講ずること。

四 秘匿性の高い通信アプリが悪用される事案もあることから、運営事業者に対し、本人確認の徹底や、捜査において必要がある場合に個人情報等の公開を義務付けるなど、法整備等の検討を早急に進めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年三月二十五日

岐阜県議会 議長

金 内 国 デ 内 文 法 総 内 参 衆  
融 閣 家 家 内 閣 部 務 務 閣 議 議  
庁 府 公 公 閣 官 科 務 務 総 院 院  
長 特 安 安 官 房 学 大 大 理 議 議  
官 命 委 委 大 長 大 大 大 議 議  
担 当 員 員 大 長 大 大 大 議 議  
大 臣 (消 費 者 及 び 食 品 安 全)

様